

## 広島県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町細見字大原一〇二八六の一〇一、一〇二八六の一三四、一〇二八六の一四〇から一〇二八六の一四二まで

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)